

医推第 1252 号
平成23年2月28日

(社) 岡山県医師会長
(社) 岡山県病院協会長 } 殿

岡山県保健福祉部長

「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の
確保について

本県の救急医療行政の推進につきましては、平素より多大な御理解、
御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記について、別添のとおり厚生労働省医政局から通知
がありましたので、御承知いただくとともに、貴会会員に対し周知くだ
さるよう、よろしく願いいたします。

なお、本通知は、次のホームページにも掲載しておりますので、念の
ため申し添えます。

保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医政指発 0222 第 1 号
平成 23 年 2 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について

救急医療行政の推進につきましては、平素より多大なご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種率向上を図ることを目的として、（社）日本医師会、（社）日本小児科医会及び厚生労働省の主催により、平成 23 年 3 月 1 日（火）から 3 月 7 日（月）までの 7 日間、別添実施要綱に基づき「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

当該期間中は、予防接種者の増加が見込まれますが、予防接種実施規則にお示ししているように、予防接種後、高熱、けいれん等の異常な症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること、また、医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市町村長に通報することとなっていることから、各地方公共団体においては、期間中の小児救急医療体制に万全を期すとともに、当該事業に参加する医療機関への周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省医政局指導課
救急・周産期医療等対策室
室長補佐 福原
主査 吉田
TEL : 03-3595-2194





健発0117第4号
雇児発0117第4号
平成23年1月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「子ども予防接種週間」の実施について

予防接種の推進については、かねてより御高配を賜っているところですが、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種率向上を図ることを目的として、(社)日本医師会、(社)日本小児科医会及び厚生労働省の主催により、平成23年3月1日(火)から3月7日(月)までの7日間、別添実施要綱に基づき「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

つきましては、貴職におかれましても、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

特に平成24年度までの麻しん排除に向けた取り組み等にご理解をいただけるよう周知を図っていただくとともに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金に基づいて実施される予防接種についての周知をお願いいたします。

また、これを契機に関係機関とも十分連携をとりつつ、衛生主管部局、母子保健主管部局、児童福祉施設を所管する児童福祉主管部局が協力して、継続的な予防接種率向上のための活動を実施していただくようお願いいたします。

平成22年度子ども予防接種週間実施要綱

1. 目的

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種率の向上を図る。

2. 主催

日本医師会、日本小児科医会、厚生労働省

3. 後援（予定）

文部科学省、「健やか親子21」推進協議会

4. 実施期間

入園、入学前で保護者の予防接種への関心を高める必要がある時期であることから、2011年3月1日（火）から3月7日（月）までの7日間とする。

5. 実施内容

- ・予防接種法に基づく定期の予防接種をはじめ、ワクチン接種緊急促進事業の対象であるヒブワクチン（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン）、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルスワクチン）、などの予防接種についての広報・啓発を行う。
- ・予防接種について、保護者からの相談に応じる。
- ・通常の診療時間に予防接種を受けにくい人たちが、土曜日、日曜日等に予防接種を受けられる体制を構築し実施する。

6. 実施機関

協力する医療機関、各地域の予防接種センター

7. 広報

ポスターを作成、配布する。また、マスコミ、行政とも連携を図り、ホームページ（<http://www.med.or.jp/vaccine/>）等を活用して積極的にPRする。

(参 考)

予防接種実施規則（昭和三十三年九月十七日厚生省令第二十七号）（抄）

（接種後の注意事項の通知）

第七条 予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者に対して、次の事項を知らせなければならない。

- 一 高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること。
- 二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行つた都道府県知事又は市町村長に通報すること。
- 三 前二号に掲げる事項のほか、接種後の安静その他接種後に特に注意すべき事項

